

退職給付金の種類

退職給付金の種類は加入年数、退職時年齢、退職状況により異なります。
次の5つの方法で支給されます。

退職金種別	内容
退職年金	掛金の納入期間が20年以上かつ退職時の年齢が60才以上の退職者が対象となります。 年に4回（5月、8月、11月、2月）、15年間にわたり支給されます。
退職一時金	1年以上掛金を納入された退職者へ支給されます。 掛金納入期間が20年に満たないか、退職時の年齢が60才未満の方が対象となります。
年金に代えて支給する一時金	退職年金での受給対象者が一時金を選択する場合、退職一時金ではなく、年金に代えて支給する一時金という名目で支給されることとなります。
遺族一時金	加入者本人が死亡した場合、ご遺族へ支給されます。
退会給付金	加入者が退職や死亡以外の事由で共助会を脱退する場合、通常の退職処理とは異なる算出方法が用いられ、退会給付金として支給されることとなります。

注意事項

1. 遺族一時金は、相続税の対象となります。
2. 遺族一時金と退会給付金は退職所得でなく、一時所得とみなされます。退職所得の源泉徴収票の発行がありませんので、税金控除が適用されません。